

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議議事録

日 時 令和8年3月26日(木) 午前10時15分
場 所 君津市役所6階 災害対策室

【君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議】

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議 題
 - (1)これまでの検討状況の振り返り
 - (2)法定外税の検討(その2)
 - (3)法定外税の検討(その4)
- 5 その他
- 6 閉 会

◎ 出席委員 4名(オンラインでの出席)

青木 宗明 金子 林太郎 倉阪 秀史 鈴木 喜計

◎ 欠席委員 0名

◎ 出席職員 13名

市長		石井 宏子(挨拶後退席)
経済環境部	部長	石山 英樹
経済環境部環境保全課	課長	小松 毅
〃	環境施策係長	棚倉 永允
〃	環境グリーン推進係長	池田 遼矢
〃	調査規制係長	本吉 拓哉
〃	主事	板倉 世緯
経済環境部環境衛生課	課長	見富 貴浩
総務部	次長	川名 慶幸
財政部	次長	開田 雅典
〃	次長	永田 聡
財政部課税課	課長	岡 修平
〃	副課長	三澤 正浩

◎ 公開又は非公開の別 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開

◎ 傍聴者 4名

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議

《午前10時15分開始》

(棚倉係長)

定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第4回君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議を開会いたします。

本日、進行を務めさせていただきます、環境保全課の棚倉と申します。

よろしくお願いいたします。

本会議は、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第3条のとおり開催することを報告いたします。

また、本日もWebを併用しての会議となっておりますので、会議中に何か不都合などございましたら、都度ご指摘いただければと考えております。

なお、本会議については、一部非公開とさせていただく予定になっており、議事録につきましては、公開となる部分について、後日、市のホームページで公開したいと考えておりますので、ご了承願います。

本日の傍聴者は4名です。既に会場後方にご着席いただいております。

それでは、配付資料について、確認させていただきます。

本日の配付資料としては、会議次第、有識者会議名簿、出席職員名簿、席次表、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱、資料1「これまでの検討状況の振り返り」、資料2「法定外税の検討(その2) Ver. 3」、資料3「法定外税の検討(その4)」になります。

資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、石井市長から挨拶をさせていただきます。

(石井市長)

皆様おはようございます。

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、公私とも大変ご多用の中、この検討会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本会議も今回で4回目を迎えました。

これまで皆様からいただいた貴重なご意見を基に、新たな制度の設計に向けて、確実に議論が進展しているものと心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本日は制度の根幹をなす、具体的な税負担の水準及び税率について、初めてご議論いただくこととなります。

税率の算定は、制度の公平性や実効性を担保する上で最も重要な部分でありまして、同時に極めて難しい判断が求められます。

こうした専門性の高い課題について、皆様の豊富な経験と専門的な知見に基づくご意見を頂戴しながら検討を進められることは、大変心強く感じているところでございます。

本市としても、皆様のご意見を真摯に受け止め、持続可能な環境施策の実現に向けて丁寧に検討を進めて参ります。

委員の皆様には、これまで同様、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(棚倉係長)

石井市長、ありがとうございました。

続きまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

(金子会長)

皆様おはようございます。

本日は、年度末の大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

先ほど、市長からのご挨拶にもありましたが、検討を進めて参りまして、本日の会議では税負担水準についても議論を進めていくことを予定しております。

これまで、道府県レベルでの産廃税の導入事例がございますけれども、君津市で検討している産廃税というのは、それとは少し違ったアプローチをするところから、税負担水準についても前例がほとんどないという中でどのようにするのが良いのかという議論になって参ります。

第一の事例になりますので、更に皆様の知見をご提供いただいて、しっかりとした議論をした上で、案を作っていくことができればと思っております。

引き続き本日もよろしくお願い申し上げます。

(棚倉係長)

金子会長、ありがとうございました。

それではここで、石井市長におかれましては、公務の都合により退席をさせていただきます。

(石井市長)

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(市長退席)

(棚倉係長)

本日の出席職員につきましては、お手元の出席職員名簿、席次表によりまして、紹介に替えさせていただきます。

それでは、以降の議事の進行につきましては、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第4条第1項の規定により、金子会長に議長をお願いいたします。

(金子議長)

それでは、これより私のほうで議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行のため、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

早速、議題（１）「これまでの検討状況の振り返り」ということで、事務局からの説明を求めます。

（事務局から資料に沿って説明）

（金子議長）

ありがとうございました。

それでは、事務局のご説明をいただきましたので、資料１につきまして、ご意見、ご質問等あればお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（特になし）

（金子議長）

これまでの確認ということですので、特段問題はないかと思えます。

それでは、本件については以上にいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（意見なし）

（金子議長）

ありがとうございます。

それでは、続いて議題（２）「法定外税の検討（その２）」、こちらは前回の資料を修正したものの確認となるということですけれども、事務局からの説明を求めます。

（事務局から資料に沿って説明）

（金子議長）

ありがとうございました。

事務局のご説明を受けまして、資料２について、これまでの議論を反映させたものと、その修正の説明でしたので、ある意味、議題（１）と重なる部分もあるのかもしれませんが、ご意見、ご質問等あればお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

これまでの議論と違っているような修正は行われていないかというふうに思いますし、課税のタイミング等についてもイメージがつきやすくなっているかと思いましたので、ひとまず、資料２についても、特段問題はないというふうなことでよろしいでしょうか。

倉阪委員、お願いします。

（倉阪委員）

ご説明ありがとうございます。

前回の議論を踏まえて、シンプルな形で課税を考えるということで、この方向で構わないと思います。

税法の伝統的な議論に則って考える方には、このインセンティブの課税という考えを

理解するところがなかなか難しい方々もいるかと思えますけれども、頑張っただけで当たっていただければというふうに考えております。

考え方としてはおかしくないと思えますけれども、伝統的な考え方からすると少し違うので、心配なところはあります。

(金子議長)

ありがとうございました。

伝統的な議論というのは、言ってみれば税收確保を想定した課税というところですが、君津市で検討しているのは、インセンティブを働かせる、特定の政策目的を得るような、いわゆる道具的な使い方と言いますか、そういったものですので、少し伝統的な考えに馴染まないところがあるというご指摘ですけれども、これまで様々な地域の法定外税を見ても、そのようなインセンティブの要素を持った事例も少なからず見られるといった中で、君津市においても、そういった性格の税を検討しているという形ですので、そのあたりはしっかりと説明をしていけば理解が得られるのではないかと私としても思っております。

それでは、ほかにご意見、ご質問等、特にないようでしたら、次に進行して参りたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、議題(2)につきましては以上といたします。

続いて議題(3)「法定外税の検討(その4)」について、こちらは具体的な税率の検討の部分について非公開とさせていただきます。

このまま公開の部分まで進めさせていただき、その後、非公開になるところで、報道関係者及び傍聴者の皆様にはご退席をいただきたいと思います。ご了承ください。

それでは、事務局からの説明を求めます。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ありがとうございました。

事務局のご説明が終わりましたので、ここまでの部分について、ご意見、ご質問等あればお受けいたしたいと思えます。

税負担水準につきまして、私から少し補足で説明をさせていただきますと、資料の2ページの図に示されたとおりで、著しく過重にならず、かと言って効果が認められないほどの、負担に感じないほどではいけないということで、程よい過重な負担と言うんでしょうか、そういったところが狙っていく範囲になるのかなというふうに考えております。

その上で、事務局からお示しいただいた宮城県の再エネ共生税のような経営状況を踏まえながら、一定の経営上の負担をかけるようなアプローチができないかというところ、

それと豊島区のように一定程度社会的に受容される水準というのが何がしかあるのではないかというところを考えると、さらに効果があるかどうかというところも加味して考えていくというようなアプローチが、案として示されているわけです。

そのほかに何かアプローチはありそうでしょうか。

その点について、ご意見あればいただきたいと思います。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

今回の場合は、新しく事業を行うか行わないかというような選択ではなくて、拡張をするかしないかという選択、恐らくそこに影響を与えたいということになると思うんですね。

場所を選択するわけにはいかないんですね。

そうすると、具体的な1社のみではなくて、何か普遍的な仮想の処分場のキャッシュフローを作って、こういう制度がある場合とない場合にそのキャッシュフローがどう変化するのか、拡張をするかどうかというような判断に対して影響が及ぶかどうかというようなことを、事務局として検討してみるというのは必要ではないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(金子議長)

倉阪委員、ありがとうございました。

このようなご意見が出ましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

(小松課長)

環境保全課の小松です。

ご意見どうもありがとうございます。

私の率直な意見なんですけれども、キャッシュフローを作成するということなんです、一般的な廃棄物処分場のキャッシュフローというものが、地域特性と言うか、受け入れる廃棄物によって、きっと値段も違うんでしょうし、かつ、最終処分業者さんが排出事業者さんと契約する内容も各社それぞれ違うというところになるかと思います。

ご意見をいただいて、どこまで細かく作成できるかというのは、こちらも検討しなければいけないのかなというふうに感じたところでございます。

(金子議長)

ということですが、倉阪委員いかがでしょうか。

(倉阪委員)

普通に長期的な事業を計画する時には、エクセルでキャッシュフローを作って、投資回収年数がどれぐらいになるのかということを行うと思うので、そういうキャッシュフローというのは一般的に作れると思うんですね。

それは具体的なやつではなくても、このぐらいの規模であればどのぐらいの収入になるのかというようなことができるのではないかなと思うんですね。

それで拡張するかどうかの意思決定、新しく拡張する場合の投資をするかしないかという判断に、ある程度意味のあるような負担になるのか。これが過去のほかの事例で、事業者がその場所を選ぶかどうかという判断に、有意に効いてくるぐらいの税率と比較をしてみて効果を考えるという、そういう判断をしてみるというのは必要かというふうに思います。

(金子議長)

倉阪委員からのご意見としては、先ほど事務局からの回答では、個別的な事情、地域的な事情を考えるとなかなか試算するのは難しいのではないかというご意見、ご指摘でしたけれども、個別地域事情を一旦置いて、一般的にこのような状況ではないかというところを想定して、そこにこれぐらいの税がかかるとこれほどの影響が出てくるはずだからといったところの試算、シミュレーションをしてみるというご提案ということによるのでしょうか。

そういうことであれば、産業廃棄物の処分業界というのはなかなか特殊性もあるかとは思いますが、得られる情報を利用してできるところまで試算を行ってもらおうというのは、税負担水準の検討を行っていく上では必要なことかと思っておりますので、可能な範囲で試みていただければというふうに思います。

(小松課長)

環境保全課の小松です。

倉阪委員のご意見いただきまして、まずはどういうふうにキャッシュフローを考えていくのかというところからトライしてみようかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、もしかしたら皆様方のアドバイスをいただきながら進めていかなければならぬいかもしれませんので、その際はご協力のほどよろしくお願いいたします。

(石山部長)

経済環境部の石山です。

今のご意見に関連しまして、一般的なキャッシュフローという話であったと思いますが、一般市である私どもとして、実際にその事業の採算性について、十分な把握、検証というところは少し限界があるというところと、事業者への聞取りとかもできれば良いと思うんですけれども、できるかどうか分からないというところもございます。

そうなりますと、もう1つのアプローチとして、まずは社会的に受容されている水準で課税してみて、その後は法定外税というところで5年ごとに様々見直しを図ることも念頭に置いて進めてみるというやり方が、可能かどうかというところもご検討いただけないかなと思っております。

その社会的に受容されている水準の1つの事例としては、道府県産廃税で1トン当たり1,000円というようなところがございまして、そのあたりを1つの指標にするという考え方には立てないのかなというところも含めて、ご議論いただきたいと思います。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

いわゆる4ページのようなアプローチでも検討をしていくことができないかということですが、倉阪委員からのご発言は1つ目のアプローチで進めていくべきというわけではなく、両方の検討を進める中で、1つ目についてこういうこともやってみれば良いのではないかというご提案ということによろしいでしょうか。

(倉阪委員)

どういう形で事業者によって社会的に受け入れられるのかという受容性の話とか、いろんな観点で何が妥当なのかというのを考える必要があって、その場合の1つのやり方として、仮想の処分場についてキャッシュフローを書いてみて、それでどの程度の課金が増えれば、拡張するかどうかの意思決定にどのぐらい影響するかということをシミュレーションしてみるというのは、意味があるのではないかということで発言をさせていただいたところです。

今、私のやっている研究の中で、営農型太陽光発電についての研究をしまして、そこで実は採算性のシミュレーターを作っていて、同じかなというふうに思ったので、恐らくそういうキャッシュフローは書けるのではないかなというふうに思います。

公開するかどうかは別にして、1つの根拠と言うか、説得の材料として検討してみるというのは意味があるのではないかというふうには思います。

(金子議長)

1つ目のアプローチで考える場合であっても、仮に2つ目の社会的な受容性というところについても、効果があるかどうかというのを加味するという中で、それはやはり採算性にどれだけ影響を与えられるかというところに連動してくるところもあると思いますので、どれだけ実態に迫っているかというところは何とも言えないかもしれませんが、やはり何か議論のベースとして、そういった採算性のシミュレーション、キャッシュフローの試算みたいなものを想定できないかというところは、検討してみたいというふうに思います。

その上で、2つのアプローチがありますけれども、どちらで検討を進めていくにしても、いきなり理想の最適な税率というのを探り当てるのは難しいというふうに思いますので、法定外税というの一般的に3年から5年ぐらいの課税期間を定めて実施していくべきだというふうに考えられております。

課税期間が終わるときに検証を行い、必要な見直しを行っていくということになりますので、そこであまり効果が感じられなければ、更に引き上げを検討するとか、そういう形で試行錯誤をしていくというところはどのアプローチであっても必要になるかというふうには思います。

今の時点でどちらかのアプローチでということではなく、どちらのアプローチも見ながら何か手がかりを探っていくというところになるかというふうに思います。

これ以外に全く別のアプローチというものが、もしあればご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

ひとまずは、この2つのアプローチを基本に検討を進めてみるということによろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、アプローチについては、ある程度方向性が確認できまして、ここから先の議論につきましては、更に踏み込んだ個別の事業者の情報等が出てくることもあるかと思いますので、非公開とさせていただきたいと存じます。

(午前11時00分、以降非公開)

《午前12時00分終了》